

調布ゆうあい福祉公社 中期計画（改訂版）

（平成27年10月～平成30年3月）

平成27年9月

公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

はじめに

「調布ゆうあい福祉公社 中期計画」の策定について

「調布ゆうあい福祉公社」は、平成24年4月1日より財団法人から公益財団法人へ移行し、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社として新たにスタートいたしました。これからも公社の理念の基、あたたかい地域づくりを目指し、事業運営に取り組んでまいります。

国においては、介護保険制度の見直しが行われ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援システムとして、「地域包括ケアシステムの構築」を、達成すべき将来像として掲げております。

調布市も、改定いたしました第5期調布市高齢者総合計画では、改正された介護保険法を踏まえ「地域包括ケアシステムの構築」を、推進していくこととしております。

公社におきましても、こうした動きを的確に把握し、これまで行ってきたサービスの拡充や新たな事業展開をしていく必要があります。そうしたことから、中長期的視点に立ち、中期計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を目指して、平成25年度から平成29年度までの5年間の公社事業の目標や方向性をこのたび策定した中期計画で明らかにしております。

今後は、この中期計画を推進し、高齢者の在宅生活におけるセーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

平成25年3月

公益財団法人 調布ゆうあい福祉公社
理事長 長島敏明

「調布ゆうあい福祉公社中期計画」の改訂にあたって

平成25年3月に、平成25年度から29年度までの5年間の公社事業の目標や方向性を明らかにした中期計画を策定し、事業を推進してまいりました。

平成27年度から、10年後の平成37年（2025年）の「後期高齢者2000万人社会」を踏まえ、社会保障制度は改革が進められています。介護保険制度においても大きな改正がなされました。

また、調布市では平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第6期調布市高齢者総合計画」が策定されました。地域包括ケアシステムの推進が柱となっています。そうした中で平成27年6月からは、生活支援体制整備事業が開始されました。公社ではこの事業を受託し、生活支援コーディネーターを配置するとともに高齢者の生活支援に関連する団体と協議体を開催しております。

今回、この平成27年度からの介護保険制度改正、及び「第6期調布市高齢者総合計画」に対応して中期計画を改訂するものです。公社は、調布ゆうあい福祉公社中期計画（改訂版）に基づき、高齢者が住み慣れた街、調布で安心して暮らしていける取組を進めてまいります。

今後とも、公社への御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成27年9月

公益財団法人 調布ゆうあい福祉公社
理事長 長島敏明

目次

第1部 中期計画改訂にあたって

| | |
|------------------|---|
| I章 改訂の目的 | 1 |
| II章 中期計画の現状と課題 | 1 |
| 1 計画に沿って進んだ取組 | 1 |
| 2 見直しが必要な取組 | 2 |
| III章 主な改訂点 | 3 |
| 1 改訂版と現行計画の構成の比較 | 3 |
| 2 改訂版の概要 | 3 |
| IV章 計画期間 | 4 |

第2部 公社の理念と基本方針

| | |
|----------|---|
| I章 理念 | 5 |
| II章 基本方針 | 5 |

第3部 中期計画（改訂版）の展開

| | |
|------------------------------|----|
| I章 事業の充実とサービスの向上 | 6 |
| 1 福祉の地域づくりの推進 | 6 |
| (1) 住民参加を核としたインフォーマル事業の推進 | |
| (2) ボランティア等における福祉人材の発掘と育成 | |
| (3) 介護予防に向けた取組の推進 | |
| (4) 認知症高齢者等の支援の推進 | |
| (5) 地域のネットワークの充実 | |
| 2 介護保険事業等フォーマルな事業の推進 | 9 |
| (1) 通所介護，介護予防デイサービスの充実と展開の検討 | |
| (2) 訪問介護サービス等の充実と展開の検討 | |
| (3) 居宅介護支援事業の推進 | |
| II章 健全な公社経営 | 10 |
| 1 組織の活性化・経営の安定 | 10 |
| (1) 将来ビジョンの策定と運営体制の整備 | |
| (2) 効果的・効率的な事業運営 | |
| (3) 財政基盤の安定 | |
| (4) 危機管理体制の構築 | |
| 2 職員の確保と育成 | 11 |
| (1) 研修の充実 | |
| (2) 人事制度の検証と見直し | |

| | |
|----------------------------|----|
| (3) 働きやすい環境の整備 | |
| 3 施設・設備の整備 | 12 |
| (1) 施設・設備の改修と整備 | |
| Ⅲ章 公益財団法人としての社会的役割 | 13 |
| 1 循環型の事業展開 | 13 |
| (1) 高齢者等福祉サービスの研究と市への提言 | |
| 2 市内介護保険事業者等との連携と協力 | 13 |
| (1) 協議会等への参画 | |
| (2) 地域の介護保険事業者等の福祉人材育成への貢献 | |
| 第4部 計画の推進に向けて | 15 |
| 第5部 資料編 | |
| I章 調布ゆうあい福祉公社の概要 | 16 |
| 1 沿革 | 16 |
| 2 組織体制 | 17 |
| II章 中期計画の進行管理と改訂の経過 | 18 |
| 1 中期計画推進委員会の設置 | 18 |
| 2 理事会での報告 | 18 |

第1部 中期計画改訂にあたって

I章 改訂の目的

平成12年に介護の社会化を掲げて介護保険制度が創設されて15年が経過し、介護保険制度は高齢者を支える仕組みとして定着してきました。一方、高齢者数が増加を続け平成37年（2025年）には後期高齢者2,000万人社会となることが見込まれています。家族や社会の構成が大きく変容する中において、制度の持続性が求められています。平成26年6月には「地域における医療・介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、介護保険制度と医療制度、両制度の改革が進められています。平成27年4月の介護保険制度改正においては、地域の中で不足するサービスを補完するため、元気な高齢者も支え手となり、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら、新たな地域社会を目指していくことが重視されています。この方向性は、介護保険制度が創設される前から、公社が「市民相互の助け合い」で「あたたかい地域づくり」を目指し実践してきた公社の理念に通じるものがあります。

介護保険制度改正と同時に、調布市では平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第6期調布市高齢者総合計画（以下、第6期総合計画）」が策定されました。そして、平成28年度中に予防給付の一部が介護保険事業から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）に移行されます。

平成27年4月の介護保険制度改正及び第6期総合計画に対応するため、中期計画を改訂します。調布市とともに、高齢者が住み慣れた街で安心して暮らし続けることができることを目指す地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めてまいります。

II章 中期計画の現状と課題

現行の中期計画では、「中期計画を取り巻く背景」「健全な公社経営・組織づくり」「職員の育成」「地域に根ざした活動」「公益財団法人としての社会的役割」「計画の確実な進行」の6項目において40の取組の方向性を新規・拡充・継続として示し、新規・拡充の24取組は、平成26年度に9取組、平成27年度に15取組を実施するとしていました。

1 計画に沿って進んだ取組

管理系の「管理システム、会計システムの充実、効率化」はシステム改

修や人事システムを導入し、改善と効率化ができました。食事サービスでは、栄養士を増員し、特別食などきめ細やかな対応を進めました。施設の整備・設備の充実では、ぷちぼあんの改修を進めたほか、調布市と協議しながら段階的に改修を進める公社全体としての計画を策定しました。また、地域の介護保険事業者も含めた人材育成に資するように、公社の職員研修を公開し実施しています。「中期計画の進行管理と見直し」において中期計画推進委員会を設置し、平成25年度、平成26年度 of 取組状況を取組シートとしてまとめ、今回の改訂を進めました。

また、計画にない新規事業としては、市内の配食サービス事業者に働きかけ調布市食事サービス連絡会を開催、認知症等高齢者等を介護する家族等を支援する地域資源を一覧できる「家族介護者支援マップ」を平成25年度に作成し、以後改訂版を発行しているほか、だれでもカフェの開催などにも取り組んでいます。

2 見直しが必要な取組

「施設の整備・設備の充実」において調布ゆうあい福祉公社（高齢者在宅サービスセンター）のトイレと浴室については公社内で改修計画を作成しましたが、市の長期的な施設改修の計画になかったため、平成27年度の改修は困難となっています。訪問介護のたんの吸引の取組は、研修制度が変わりチームケア方式での取組が困難となりました。

また、「健全な公社経営・組織づくりへの取組」や「職員の育成」を充分には進められませんでした。今後このような公社のマネジメントを強化していく必要があります。

「事故の分析に基づく再発防止と予防」だけでなく、日々の事故防止から災害に至る様々なリスクマネジメント強化の取組が求められます。「公社会員及び職員への広報活動の充実」で取り組む内部での情報共有だけでなく、市民等にむけた広範な広報の充実を推進する必要があります。

また、「ITの活用」「地域づくり」「研修」等を係ごとの取組としていましたが、公社が一体となって人を育て、効果的な事業運営を行いながら、公益財団法人としての使命を担い、あたたかい地域づくりを進めていく必要があります。そのためには、マネジメントを見直し、社会の変容に応じたサービスを提供し続ける法人であることが求められています。

Ⅲ章 主な改訂点

現行計画の第3部はⅠ～Ⅵの6つの大項目でしたが、改訂にあたってはⅠ～Ⅲの3章とし、それぞれを2又は3の項目にわけ、その下で取組(1)～(5)を示しました。取組においては目的、現状及び課題等の説明の後に、取組内容ア～カを記しました。改訂版の計画期間が2年半と比較的短期間であることから、年度毎の取組方向(継続・検討・実施)は示さず、平成30年3月までに取り組む内容を具体的に記述しています。

1 改訂版と現行計画の構成の比較

| 改訂版 | 現行計画 |
|---|--|
| 第3部 中期計画(改訂版)の展開 | 第3部 中期計画として取り組むもの |
| Ⅰ 事業の充実・サービスの向上 1 福祉の地域づくりの推進 2 介護保険事業の充実 | Ⅰ 中期計画を取り巻く背景 1 公社機能の充実・体制の強化・サービスの向上 Ⅳ 地域に根ざした活動 1 地域に根ざした運営 |
| Ⅱ 健全な公社経営 1 組織の活性化・経営の安定 2 職員の確保と育成 3 施設・設備の整備 | Ⅱ 健全な公社経営・組織づくり 1 事務の効率化・業務マニュアルの整備 2 組織の活性化・経営の安定 Ⅲ 職員の育成 1 研修の充実 2 情報・目標の共有化 Ⅰ-2 施設の整備・設備の充実 |
| Ⅲ 公益財団法人としての社会的役割 1 循環型の事業展開 2 市内介護保険事業者等との連携と協力 | Ⅴ 公益財団法人としての社会的役割 1 高齢者・障害者福祉制度の研究及び市への提言 2 市内介護保険事業者を対象とした研修会等の開催 |
| 第4部 計画の推進に向けて | Ⅵ 計画の確実な進行 |

2 改訂版の概要 ※太字が改訂版の第3部の各章と第4部のタイトル

「Ⅰ章 事業の充実・サービスの向上」

現在は、「Ⅰ 公社機能の充実・体制の強化・サービスの向上」に係ごとにと取組をあげていますが、改訂版では、公社内の連携を強めながら全体で取り組むという視点で「Ⅳ 地域に根ざした活動」も加えて組み直しました。

また、今回の改正では住民が支え手になることが求められていることから『ボランティアの発掘と育成』、平成27年6月から受託している新規事業『生活支援体制整備事業』、そして、現在重点事業として取組を進めている『認知症高齢者の支援の推進』などの内容も追加しました。

「Ⅱ章 健全な公社経営」

現在の中期計画の「Ⅰ-2 施設の整備・設備の充実」「Ⅱ 健全な公社経営・組織づくり」「Ⅲ 職員の育成」を、事業を推進していく上で土台づくりの取組として一つにまとめました。

「Ⅲ 公益財団法人としての社会的役割」

公益目的である『循環型の事業展開』をあげ、サービス実践から得たものを地域に還元するため高齢者・障害者福祉制度の研究、そして市への提言に取り組むこととしています。

「第4部 計画の推進に向けて」

「第3部 VI 計画の確実な進行」を改訂版では計画の展開とは別に部として独立させました。

IV章 計画期間

平成27年10月～平成30年3月

調布ゆうあい福祉公社中期計画の計画期間、平成25年度～平成29年度でありますことから、改訂版の期間は平成29年度までとなります。

第2部 公社の理念と基本方針

I章 理念

公社は市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくりを目指します

「高齢になっても、障害があっても、安心して住み慣れた地域で生活を続けていきたい…」公社は地域住民の助け合いにより、日常生活の負担を軽減し生き生きと自立した生活を支えるしくみを、広く市民の方々の参加と協力のもとにつくり、地域に根ざすことを目的としています。

II章 基本方針

公社では、次の5つの基本方針のもとに事業を実施しています。

1. 利用者のニーズに沿った温かい援助を行います
2. 利用者のプライバシーを守ります
3. 利用者の自立支援に努めます
4. 公社の職員、協力会員は質の高い援助技術を目指します
5. 他の福祉医療機関をはじめ、地域の多くの関係者の方々と連携して利用者を支えます

第3部 中期計画（改訂版）の展開

I章 事業の充実とサービスの向上

1 福祉の地域づくりの推進

公社では、市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて、あたたかい地域づくりを進めてきました。また、公益財団法人として公益性・公共性を担保する仕組みとして「循環型システムの推進」「総合的・一体的なサービス提供」「公社の持つネットワークを基盤とした事業の展開」の3点を事業の指針としています。地域包括ケアを実現するうえでは、地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の力を活用し、役割分担を踏まえた取組を行うことが必要とされています。

公社は、これまでの多様な事業展開により得たノウハウや実績を活用しながら、これまで以上に地域における支え合いである「互助」の取組を推進し、市民との協働により地域づくりを進めていきます。

(1) 住民参加を核としたインフォーマル事業の推進

公社の設立以来実施している有償在宅福祉サービス事業は、住み慣れた地域で暮らし続けたいという願いの実現に向けた「市民相互の支え合いの地域社会を目指す」公社の原点といえる事業です。また、生活支援コーディネーター事業「ちょこっとさん」、低栄養予防事業、生きがい介護予防講座等、様々な事業において市民の参加を得て事業を展開しています。市民と協働で事業を実施することは、参加した一人ひとりが自分の住む地域の実情や福祉課題など、様々な気づきを得られる機会となっています。このことは、同じ地域に住む住民同士の支え合いの意識の醸成にも繋がっています。

平成27年度は、介護保険制度が大幅に改正され、少子高齢化や厳しい財政状況などを背景に、改めて「互助」の果たす役割が注目されています。

公社は、日々変化する社会情勢や地域のニーズに対応し、更なる地域福祉の発展を目指すべく平成27年6月から「調布市生活支援体制整備事業」を調布市から受託しました。この事業は、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域の課題やニーズを把握し、高齢者の生活支援と介護予防の取組を推進し、地域における支え合いの仕組づくりを行うものです。

これまで実施してきた既存の住民参加型事業を更に充実させるととも

に、それを基盤として新たなニーズに合わせた事業展開を行い、支え合いの地域づくりに向けた取組を重層的・多角的に強化してまいります。

ア 「食事サービス事業のあり方に関する報告書」に基づき、利用者個々のニーズへの対応を強化するなどサービスの充実を図ります。また、コストなど運営改善に努めます。

イ 総合事業の展開を踏まえながら、多様なニーズに対応できるよう、ホームヘルプサービスの対応力を強化し、サービスの充実を図ります。

ウ 事業の広報を強化し、市内全域での生活支援コーディネート事業（ちょこっとさん）の利用と登録ボランティアの拡大を目指します。

エ 調布市生活支援体制整備事業を通して、支え合いの地域づくりに向けて、生活支援コーディネーターや協議体の取組を推進します。また、社会資源のネットワーク化や地域課題の解決に向けて、地域の中でリーダーシップを発揮してまいります。

オ 総合事業への対応については、既存サービスを実施・活用しつつも必要に応じてサービスを再構築します。また、新しい住民主体や緩和型等の通所型・訪問型サービスの創出を検討します。

(2) ボランティア等における福祉人材の発掘と育成

福祉人材の発掘と育成においては、少子・高齢社会の進展等により、ますます福祉サービスに対する需要の増大と多様化が見込まれています。生産年齢人口の減少に伴い労働力人口の減少が見込まれる中で、近年の景気回復に伴い、他の産業分野における採用意欲が増大し、福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に人手不足の状況となっています。

公社では住民参加型サービスの担い手である協力会員や、ちょこっとさんやデイサービスのボランティアとして多くのシニアの方々が活躍しています。しかし現在は、担い手の高齢化や登録希望者の減少などにより慢性的に担い手の人材が不足している状況にあります。

一方、調布市では平成28年度中に総合事業を開始する予定であり、多様な主体によるサービス展開が予定される中で、生活支援の担い手としてボランティア等の活躍が期待されており、ボランティアの発掘と育成がますます重要となります。

ア 情報発信や啓もう活動を促進し、ボランティアの量的拡大を図り、支え合いの裾野の拡大に努めます。

イ 生活支援や介護予防の要素を取り入れたボランティア向け研修を実施し、地域の担い手やリーダーの育成に努めます。

ウ 市内の福祉人材育成拠点の一つとして実習生の受け入れ、調布市福祉人材育成センターや地域サロン等への講師派遣やノウハウ提供を通して、連携しながら福祉人材の育成に努めます。

(3) 介護予防に向けた取組の推進

高齢になっても健康で元気に過ごすために、健康づくりと介護予防に取り組めるように、公社はシニアの住民同士の交流による仲間づくりを支援し、生きがいと社会参加の機会を提供します。

ア 生きがい介護予防講座など既存の事業を充実し、生きがいの創出と社会参加の促進に努めます。

イ ボランティア活動等を活かし、地域住民の交流を活性化します。

ウ 生活支援の担い手など、高齢者が活躍できる場の提供を進め、社会参加を促進します。

エ 住民主体の介護予防の場の開設を支援します。

(4) 認知症高齢者等の支援の推進

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていけるように、認知症対応の多様な在宅サービスを提供するだけでなく、家族介護者の支援と、地域での見守り体制の構築を地域の理解と協力を得ながら推進していきます。

ア 認知症地域支援推進員を中心に認知症支援体制のコーディネートに取り組みます。

イ だれでもカフェ（認知症カフェ）を毎月実施するとともに、地域でのコミュニティカフェの開設を支援します。

ウ 幅広い世代を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。

エ 若年性認知症を対象とした調査研究を実施し、新たなニーズに対応できる支援やサービスの開発に努めます。

(5) 地域のネットワークの充実

調布市は第6期総合計画において地域包括支援センターを中心として地域のネットワークの構築を推進し、地域や関連機関との連携を強化することとしています。公社では、地域包括支援センターゆうあいの事業展開と調布市生活支援体制整備事業の取組を中心に、地域のネットワーク構築を推進していきます。

ア 調布市生活支援基盤整備事業における協議体運営を通して、生活支援・介護予防の取組を進めるためのネットワークを構築します。

イ 調布市見守りネットワーク「みまもっと」の更なる周知に努め、地

- 域でゆるやかな見守りができる体制づくりを推進します。
- ウ ケアマネットや地域ネットワーク会議にて、関係機関との連携を強化します。
 - エ 地域ケア会議を推進し、抽出される課題を整理共有して共に解決できる地域づくりを進めます。
 - オ 調布市食事サービス連絡会の定例的な開催を通して、地域全体の食事サービス・配食サービスの向上に努めます。
 - カ コミュニティカフェを運営する団体の連絡会開催や、ちょっとした生活支援を提供している団体のネットワークを構築し、地域の課題を共有し解決できる機会の創出に努めます。

2 介護保険事業等フォーマルな事業の推進

今回の介護保険制度改正では、平成27年4月から介護報酬改定が行われたほか、8月からは利用者負担割合が所得に応じて変更となりました。また、介護予防訪問介護と介護予防通所介護において、平成28年度中に総合事業として新たに実施される緩和した基準のサービスや多様な主体による支援のあり方を検討し、提供していくこととなります。個々の利用者にとどのように影響があるのかを的確に把握して、わかりやすく丁寧に説明していきます。

(1) 通所介護、介護予防デイサービスの充実と展開の検討

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、幅広く介護保険要介護・要支援認定者を受入れ、利用者の自立支援と家族介護者の支援をすすめます。要支援認定者の総合事業への移行の具体的な内容については、調布市と調整を行っていきます。

ア 緩和されたサービスへの対応を検討します。

イ 丁寧な対応が必要な利用者への支援に引き続き取り組みます。

(2) 訪問介護サービス等の充実と展開の検討

利用者の自立支援と希望する暮らしの実現のために、チームケア方式の質の高いサービスを提供します。障害者訪問介護も行うことで、今後も困難を抱えた利用者の支援のノウハウを幅広く蓄積していきます。新たに始まる総合事業への対応を検討し、適切に実施していきます。

ア 医療ニーズの高い利用者への対応を検討します。

イ 緩和されたサービスへの対応を検討し、提供します。

ウ 丁寧な対応が必要な利用者への支援に引き続き取り組みます。

(3) 居宅介護支援事業の推進

介護保険サービスのみならず、地域の支え合い等のインフォーマルサービスを組み合わせて、利用者が希望する生活を送ることができるように支援します。新たに始まる総合事業も含め、制度改正に対応した支援をしていきます。

ア これからも質の高いケアマネジメントを行います。

イ ターミナル期の利用者への対応に引き続き取り組みます。

II章 健全な公社経営

公社がその理念である「市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくりを目指す」には、公社が将来を見据え、健全な経営を続けていくことが必要となります。

1 組織の活性化・経営の安定

健全な経営を進めるため、理念のもとビジョンを共有し土台となる組織を活性化し、全職員が一丸となって取組を進めてまいります。

(1) 将来ビジョンの策定と運営体制の整備

公社が一体となって地域の高齢者福祉の課題に取り組んでいくために、限られた人材と財源をいかに簡素で効率的な運営体制を整備します。

ア 将来ビジョンを策定します。

イ 将来を見据え、現状の2課7係体制を見直します。

ウ 会議・委員会等の役割を見直し、再構築します。

エ 職層や職種により業務を切り分け、業務分担を見直すとともに、公社内の部署連携を進めます。

(2) 効果的・効率的な事業運営

制度改正や社会状況の変化等に対応して、不断に事業運営を見直しコンプライアンスに則った運営を進めます。そして、利用者や市民にわかりやすい安定的で公平なサービスを提供していきます。また、システムの整備と活用を進め、効率的な運営を進めるとともに、職員間のコミュニケーションや情報共有を活発に行います。

ア 業務マニュアル類を適時改訂します。

- イ 係内ミーティングを活性化するなど、組織力を向上します。
- ウ 広報と公聴の充実に努めます。
- エ 導入しているシステムを十分に活用するとともに、計画的に更新していきます。

(3) 財政基盤の安定

公社が健全な経営を続けるために、自主事業の収支の安定を図るなど、自主財源の確保に努めていきます。

- ア 自主事業を中心に収支の安定に努めます。
- イ 公社の理解者・賛同者を増やし、会費及び寄附収入の確保に努めます。

(4) 危機管理体制の構築

日頃からリスクマネジメントに最大の注意を払い、危機の発生を未然に防ぐことに努めます。そのため、ヒヤリハット事例集、事故対応マニュアルを整備・共有します。加えて、地震などの自然災害、新型インフルエンザなど多様な事態に適切に対応できるようにマニュアルを整備するとともに、定期的な訓練を重ねます。

- ア 危機管理マニュアルやBCP計画を整備します。
- イ 多様な対応訓練を計画的に実施します。
- ウ 情報セキュリティの強化を進めます。
- エ システムバックアップの方法や緊急時の対応の見直しなど、システムの管理を強化します。

2 職員の確保と育成

公社が事業運営においてその理念を実現するには「人」が鍵となります。公社では様々な専門人材を配置し、相談、コーディネート及び介護事業等を行っています。あたたかい地域づくりを住民と共に実現するには、理念を共有し具現化できる人材が欠かせません。

(1) 研修の充実

法制度の改正、社会情勢の変化、介護・医療技術の進歩等に対応してよりよいサービスを提供し続けるために、研修を充実します。また、研修を通じて職員の意識改革や士気の向上などに努めていきます。

- ア 日常の職場内研修の充実と適切な外部研修の受講を進めます。

イ 事業や職務に必要な資格の取得や更新のため、研修を計画的に受講します。

ウ 職層等に応じた研修計画を作成します。

(2) 人事制度の検証と見直し

仕事に対するやりがいや意欲の向上を図り、公社の将来を担う人材を着実に育成していくために、人事制度の検証と見直しを進めます。

ア 人事制度の課題を整理検証し、必要な制度の再設計を行います。

イ 職員の雇用形態や任用替えのあり方の整理・検討を進めます。

(3) 働きやすい環境の整備

仕事と家庭生活の調和を実現できる環境をつくることで、職場の活性化や効率化、そしてより良いサービスの提供に繋がります。職員が自らの働き方の改革を進めるために、職員個人はもとより組織が一体となって意識改革を行っていきます。

ア ハラスメントを防止します。

イ 次世代育成支援対策推進行動計画を改訂します。

ウ ワークライフバランスを推進します。

エ こころの健康づくりを推進します。

3 施設・設備の整備

国領高齢者在宅サービスセンターの開設に伴い、公社が平成9年に現在地へ移転してから17年が経過しました。事業の拡大に伴って、ヘルパーステーション、入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぽあん、第2事務所を加えた4施設で事業を行っていますが、非常に狭溢な状態となっています。また、耐用年数を超えた諸設備があり、不具合が生じて事業運営に影響がでています。

公社施設改修検討プロジェクトチームを設置し、平成27年2月に調布市国領高齢者在宅サービスセンターを中心とした「調布ゆうあい福祉公社施設改修計画（以下、施設改修計画）」を作成しました。

(1) 施設・設備の改修と整備

施設・設備の改修と整備については、施設改修計画、介護保険制度改正や調布市の施策展開、そして公社の将来ビジョンに基づくとともに、調布市と協議をした上で進めていきます。

- ア 施設改修計画に沿った施設・設備の改修に向け、市との協議を進めます。
- イ 公社の将来ビジョンに基づいた施設の整備計画の検討に着手します。

Ⅲ章 公益財団法人としての社会的役割

公社は、市民や地域の福祉に資するという「公共性」の観点に立ち、支え合える地域づくりと市民生活の充実を図り、住み慣れた地域で生涯安心して生活できる地域社会を創造することを目的とし、平成24年度に公益財団法人へ移行しました。

今後においても、引き続き公益法人として、また市の監理団体である福祉公社としての社会的な役割と使命に鑑み、公共の利益である地域や市民等の利益の増進に向けて、地域に根ざした法人経営に努めてまいります。

1 循環型の事業展開

社会状況が大きく変化する中で、公社は高齢者等の在宅福祉サービスを総合的に実践して得た知見を基に、社会的なニーズや課題を多面的に把握してきました。これからも、時代ごとに求められる福祉ニーズに対応した実践を積み重ねながら、調査・研究に取り組み、サービス開発、情報発信、及び行政への提言等に努めてまいります。このような形で循環型の事業展開によって利益を還元し、地域、地域福祉の発展に寄与していきます。

(1) 高齢者等福祉サービスの研究と市への提言

公益財団法人としてサービスや事業の実践で得られた知見等を活かして、地域で必要な福祉サービスや制度について調査・研究を行います。その成果を公社内で活用するにとどまらず、地域に還元していきます。調査・研究は、必要に応じて、調布市や学術機関などと共同で行います。

- ア 福祉サービス及び制度に関するニーズ等の調査・研究を行います。
- イ 調査・研究に基づき、サービス開発や行政や地域への施策提言に努めます。

2 市内介護保険事業者等との連携と協力

調布市内の介護保険事業者等との連携、あるいは小規模事業所等の人材育成を支援することによって、地域全体の福祉サービスの質の向上を図り

ます。

(1) 協議会等への参画

市内の介護保険事業者や地域団体等と連携するため協議会等に参画し、情報を共有するほか、サービス等の質の向上に資する研修を行うなど、地域の福祉の質の底上げに貢献します。

ア 介護保険サービス事業者調布連絡協議会、介護支援専門員調布連絡協議会、調布市高齢者救急業務連絡協議会等に積極的に参画します。

イ 調布市食事サービス連絡会を定期的を開催します。

ウ コミュニティカフェを運営する団体の連絡会開催や、ちょっとした生活支援を提供している団体のネットワークを作っていきます。

(2) 地域の介護保険事業者等の福祉人材育成への貢献

研修ニーズを把握して公社職員向け研修等を公開するなど、地域の介護保険事業者等の福祉人材を対象とした研修を開催し、地域の福祉の質の向上に貢献します。

ア 公開研修を開催します。

イ 外部研修へ職員を講師として派遣します。

第4部 計画の推進に向けて

中期計画を進行管理し、推進していくため、平成26年7月に各係員を委員とする中期計画推進委員会（以下、推進委員会）を設置しました。そして推進委員会が中心となり、計画の取組状況と自己評価を取組シートとしてまとめ、理事会等で報告・公開してきました。また、今回の改訂も推進委員会が中心となって実施いたしました。

中期計画（改訂版）においても毎年度の取組状況をまとめ、理事会に報告し、ホームページ等で公開してまいります。

また、今後の社会状況の変化に対応しながら計画的な公社経営を行うため、平成30年度からの次期中長期計画（（仮称）調布ゆうあい福祉公社第2期中期計画）の策定を進めてまいります。

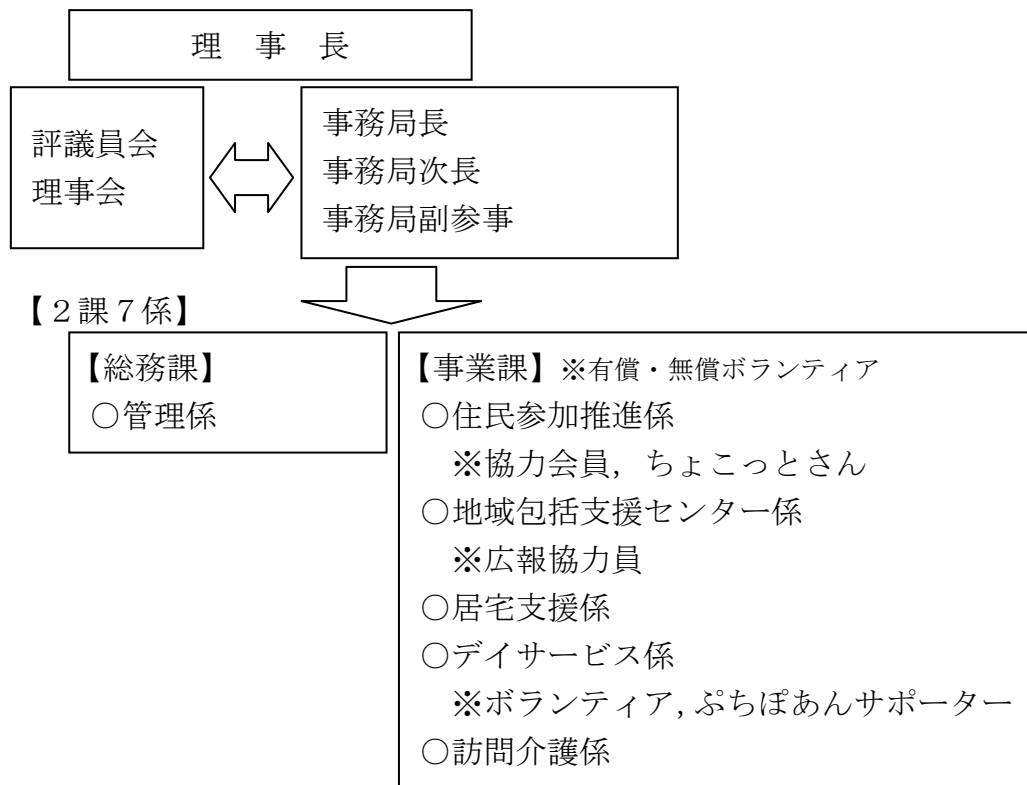
第5部 資料編

I章 調布ゆうあい福祉公社の概要

1 沿革

- 昭和 63年 4月 「仮・調布市在宅福祉事業団設立準備委員会」を設置
8月 調布市在宅福祉事業団を設立
10月 ホームヘルプサービス事業を開始
- 平成元年 1月 送迎サービス事業開始
2年 6月 ホームヘルパー3級講座開始
11月 財団法人調布ゆうあい福祉公社設立
- 3年 4月 食事サービス開始
4年 10月 資産活用サービス開始
6年 4月 財産保全サービス開始
7月 嘱託ヘルパー制度開始（受託事業）
- 9年 3月 事務所移転（市総合福祉センターから現在地へ）
6月 調布市国領高齢者在宅サービスセンター・調布市国領在宅介護支援センター事業開始（受託事業）
- 10年 4月 夜間ホームヘルプサービス事業を開始（受託事業）
- 12年 4月 介護保険事業開始（居宅介護支援・訪問介護・市からの受託による通所介護）、精神障害者ホームヘルプサービス事業・軽度生活援助事業開始（受託事業）
- 13年 4月 ホームヘルパー2級講座開始（受託事業）
- 15年 8月 精神障害者ホームヘルパー養成講座開始（受託事業）
- 18年 4月 調布市と「見守りネットワーク事業（愛称：みまもつと）協定
11月 生活支援コーディネーター事業（愛称「ちょこっとさん」）開始
- 19年 10月 入間町地域密着型認知症対応型通所介護（施設名「ぶちぼあん」）事業開始
- 24年 4月 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社へ移行
- 25年 3月 調布ゆうあい福祉公社中期計画策定
- 26年 7月 だれでもカフェ開始
- 27年 6月 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・協議体）開始（受託事業）

2 組織体制（平成27年10月1日現在）



II章 中期計画の進行管理と改訂の経過

1 中期計画推進委員会の設置

平成26年7月に中期計画を進行管理する推進委員会を設置し、「中期計画平成25年度取組シート」「中期計画平成26年度重点取組シート」の作成と中期計画改訂に取り組みました。

中期計画推進委員

| 委員名 | 所属 |
|--------|---------------------------|
| 福島 いづみ | 事務局次長 |
| 土田 巧 | 地域事業課管理係 |
| 渡邊 範江 | 地域事業課住民参加推進係（平成26年度） |
| 細谷 光芳 | 地域事業課住民参加推進係（平成27年度） |
| 内園 薫 | 地域事業課地域包括支援センター係 |
| 片寄 あつみ | 介護事業課居宅支援係（平成26年度） |
| 中山 典彦 | 地域事業課居宅支援係（平成27年度） |
| 星野 良二 | 地域事業課国領デイサービス係（平成26年度） |
| 吉岡 英司 | 介護事業課国領デイサービス係（平成27年度） |
| 古塩 雅栄 | 介護事業課デイサービスぷちぼあん係（平成26年度） |
| 関塚 元太 | 介護事業課訪問介護係 |

2 理事会での報告

| | 開催日 | 報告内容 |
|---------------|------------|--|
| 平成25年度 第2回 | 平成25年9月26日 | ・中期計画の取組状況について (達成目標, 取組シートの作成状況) |
| 第3回 | 平成26年1月24日 | ・中期計画の取組状況について (平成25年度の取組計画) |
| 平成26年度 第2回 | 平成26年9月11日 | ・中期計画平成25年度取組シート (平成25年度取組状況と自己評価) ・中期計画平成26年度重点取組シート (平成26年度重点取組とその計画) |
| 第3回 | 平成27年1月29日 | ・中期計画平成26年度重点取組シート (4月-12月の取組状況) |
| 第4回 | 平成27年3月19日 | ・中期計画(改訂版)(素案)について |
| 平成27年度 第1回 | 平成27年4月22日 | ・中期計画平成26年度重点取組シート (平成26年度取組状況と自己評価) |
| 第2回 | 平成27年9月16日 | ・中期計画(改訂版)(案)について |

調布ゆうあい福祉公社 中期計画（改訂版）
(平成27年10月～平成30年3月)

発行日：平成27年9月
公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

〒182-0022 調布市国領町3-8-1
電話：042-481-7711 FAX：042-483-4378
E-mail：kanri@chofu-yu-ai.or.jp